

平成22年度税制改正の主な内容

※実施年度等にご注意ください。

1 扶養控除の改正（個人住民税・所得税）

【個人住民税は平成24年度から、所得税は平成23年分から適用】

- 15歳までの年少者の扶養親族に対する扶養控除（住民税は33万円、所得税は38万円）が廃止されます。
- 16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（住民税は12万円、所得税は25万円）が廃止されます。
- 19歳から22歳の扶養親族に係る特定扶養控除、23歳から69歳の扶養親族に係る扶養控除及び70歳以上の扶養親族に係る老人扶養控除については、現行どおりです。

平成22年度税制改正後のイメージ

年齢	控除の種類	控除額（個人住民税）	控除額（所得税）
15歳まで	なし ※扶養控除（年少）の廃止	なし ※扶養控除（年少）の廃止	なし ※扶養控除（年少）の廃止
16歳から18歳まで	特定扶養控除	45万円 ※上乗せ部分の廃止	63万円 ※上乗せ部分の廃止
19歳から22歳まで	特定扶養控除	45万円	63万円
23歳から69歳まで	扶養控除	33万円	38万円
70歳から	老人扶養控除	38万円	48万円

2 生命保険料控除の改正（個人住民税・所得税）

【個人住民税は平成25年度から、所得税は平成24年分から適用】

生命保険料控除が改組され、所得税については、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられます。（なお、住民税の各保険料控除の合計適用限度額は、現行と同じ7万円です。）

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に関する生命保険料控除
新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額について、住民税は2.8万円、所得税は4万円とします。
- 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に関する生命保険料控除
従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除が適用されます。

生命保険料控除の改正イメージ

控除の種類	旧契約による控除額	新契約による控除
一般生命保険料控除	個人住民税3.5万円、所得税5万円 （遺族、介護、医療保障等）	個人住民税2.8万円、所得税4万円 （遺族保障等）
介護医療保険料控除	なし	個人住民税2.8万円、所得税4万円 （介護保障、医療保障）
個人年金保険料控除	個人住民税3.5万円、所得税5万円 （老後保障）	個人住民税2.8万円、所得税4万円 （老後保障）

（注意）新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、個人住民税2.8万円、所得税4万円が限度

3 たばこ税の税率引上げ（市町村・道府県・国たばこ税）【平成22年10月1日から適用】

たばこ税の税率

税目	改正前の税率（千本あたり）	改正後の税率（千本あたり）	引上げ額（千本あたり）
市町村たばこ税（地方税）	3,298円	4,618円	1,320円
道府県たばこ税（地方税）	1,074円	1,504円	430円
たばこ税（国税）	3,552円	5,302円	1,750円
合計	7,924円	11,424円	3,500円

市たばこ税の引上げ額・・・1本あたり1.32円、1箱あたり26.4円

市、県、国のたばこ税の引上げ総額・・・1本あたり3.5円、1箱あたり70円

（備考）なお、たばこの小売価格は、メーカーからの申請に基づき財務大臣が認可することとされています。